

令和5年9月7日研修資料

# 公証業務と遺言作成

東京法務局所属・京橋公証役場

公証人 山西 宏 紀





# 公証業務





# 公証人

- ▶ 法務大臣任命
- ▶ 監督・懲戒権者は法務大臣（法務局長・地方法務局長）
- ▶ 広い意味の国家公務員
- ▶ 国家公務員法の適用はない。
- ▶ 給与は支給されず，法令で定められた手数料収入で役場を維持し，書記の給与等をまかなう自営業者
- ▶ 法務局又は地方法務局に所属→職務執行区域

# 公証人の管轄

- 職務執行区域 = 所属法務局又は地方法務局の管轄区域
  - 公証人がその職務を執行する場所による制限
  - 嘱託人の本籍，住所等とは関係ない。
    - 例えば，札幌市に居住し，勤務している嘱託人が，東京に旅行に来た機会に，京橋公証役場で公正証書を作成するのは問題ない。
    - 逆に，東京都内に居住・勤務しているが，足を骨折して川崎市内の病院に入院中の嘱託人について，病室内で公正証書を作成することはできない。
- ただし，法人の定款認証については，本店又は主たる事務所の所在地が職務執行区域内であることが必要（発起人が京橋公証役場に来所していても本店が都外であれば認証不可）。

# 公証人の職務執行場所

- ▶ 自己の公証役場において職務を執行するのが原則
  - ▶ 公証事務が乱雑に流れるのを防ぎその統一と秩序を維持するため
- ▶ 例外（その1） 事件の性質
  - ▶ 例えば、貸金庫開披に係る公正証書作成
  - ▶ 法律行為に係る公正証書は代理によることができるので、原則公証役場にて
  - ▶ 囑託人が公証役場に出頭することが著しく困難で、性質上、法律行為の内容を直接聴取することが相当と認められる場合
- ▶ 例外（その2） 法令による定め
  - ▶ 遺言書等



# 公証業務の制限

- ▶ 次の公正証書，認証等はやできない
  - ▶ 法令に違反した事項
  - ▶ 無効の法律行為
  - ▶ 行為能力の制限により取り消し得べき法律行為
- ▶ これらに該当するときは嘱託拒否



# 公正証書作成

- ▶ 法律行為に関するもの
  - ▶ 例 遺言，事業用定期借地権設定契約，債務承認弁済契約
- ▶ 事実に関するもの
  - ▶ 例 貸金庫開披，特許権等の保全に関するもの，弁済提供の目撃に関するもの，土地境界争いにおける現場の状況の確認・保全に関するもの，株主総会の議事の立会見聞に関するもの，相続財産目録作成の顛末に関するもの，尊厳死宣言公正証書など
- ▶ 公正証書の作成が必要的であるもの
  - ▶ 例 任意後見契約，事業用定期借地権設定契約，建物区分所有の規約設定，保証意思宣明，企業担保権の設定・変更，拒絶証書

# 公正証書のメリット

- ▶ 形式的証拠力
  - ▶ 公文書の作成の真正は推定される
- ▶ 実質的証拠力
  - ▶ 本人確認, 代理権の確認, 陳述の録取等を公証人が実施
- ▶ 執行証書 (執行認諾文言付き公正証書)
  - ▶ 金銭債権, 一定の金額
- ▶ 内容の明確性が確保しやすい
- ▶ 原本の紛失, 偽造, 改ざんが防げる

# 私署証書の認証

- ▶ 主に外国文認証（外国に提出される文書の認証）で用いられる。
- ▶ 対象は私署証書のみ（作成者の署名又は記名押印のある私文書）→公文書は対象外
- ▶ 署名認証
  - ▶ 当該文書の署名の真正を認証→文書の成立が推定
  - ▶ 署名者本人が公証人の面前で署名
  - ▶ 署名者本人が公証人の面前で当該署名を自認
  - ▶ 代理人が公証人の面前で署名が本人のものであることを自認
- ▶ 謄本認証

# 定款認証

- ▶ 原始定款の認証（＝名義人により真正に作成されたことを公に証明）
- ▶ 株式会社，一般社団法人，一般財団法人，税理士法人，司法書士法人，弁護士法人等で必要的
- ▶ テレビ電話による認証が可能
  - ▶ 例えば，都外に在住するが，東京都に本店を置く法人を設立するとき，テレビ電話で手続すれば，都内公証役場に出向かなくていいというメリットがある。
- ▶ 定款作成者の署名等の確認，定款に違法・無効な点がないかの審査，実質的支配者の申告受理




# 遺言作成



# 遺言を考えるときの難しさ


- 遺言のデッドラインは？
  - 遺言はいつでもできるし, いったんした遺言はいつでも撤回可能とされているが・・・
  - 遺言能力を失うと, 新たな遺言も遺言の撤回もできない。
  - 法務局保管なら出頭, 自筆証書遺言は自書が必要
  - これら能力を失う時期はわからない
- 遺言は, 将来の未経験の事象を想定
  - 遠い将来や未経験事象を想定することは難しい
  - ある程度現実化が近づいてから考えたいくなる

- 
- 中身が難しい
    - 何が公平か？
  - 遺言の秘密性
    - 周りに相談しにくい
  - やりなおしができない
    - 遺言書の内容に間違いや不備があっても、問題が表面化するのは、遺言者の死後なので、訂正、補正ができない。
    - 遺言の意味に不明確なところがあっても、遺言者の死後、意味を確認することはできない。



# 遺言の効力

- 遺言事項（相続分の指定，遺産分割方法の指定，遺言執行者の指定等，認知，廃除・同取消，遺贈，信託設定，保険金受取人の指定・変更等）
- 「相続させる」遺言（特定財産承継遺言）
  - 最高裁H3.4.19（民集45-4-477）  
特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言があった場合，当該遺言において相続による承継を当該相続人の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り，何らの行為を要せずして，当該遺産は，被相続人の死亡のときに直ちに相続により承継される



- 相続手続

- 不動産

- 預金

- A銀行HP

- 遺言書がない場合

- 亡くなられた方の戸籍謄本（「16歳の誕生日以降亡くなられた時」までの連続したもの）

- 遺言書がある場合

- 亡くなられた方の戸籍謄本


- B銀行HP

- 遺言執行者又は受遺者が手続きする場合

- お亡くなりになった方の戸籍謄本（お亡くなりになった方の死亡が確認できるもの）

- 遺言書・遺産分割協議書がない又は遺産分割協議がある場合

- お亡くなりになった方の戸籍謄本（出生～死亡までの連続した戸籍謄本）



▶ C銀行HP

- ▶ 「お亡くなりになったお客さまの出生から死亡までの連続した戸籍謄本等及び法定相続人の方を確認できるすべての戸籍謄本等が必要です。C(遺言書があり、遺言執行者がいない)、D(遺言書があり、遺言執行者がいる)の場合は、戸籍謄本等を省略できる場合があります。」

# 相続登記義務化(R6.4.1.から)


- ▶ 不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記申請をしなければならない
- ▶ 遺産分割が成立したときは、その日から3年以内に相続登記申請をしなければならない
- ▶ 正当な理由なく相続登記申請をしないときは10万円以下の過料
- ▶ 相続人申告登記  
登記名義人に相続が開始した旨と自らがその相続人である旨を3年以内に登記官に申し出ることによって、申請義務を履行したものとみなす（職権で付記登記）


# 遺言の目的

- 紛争予防（法的）
- 相続人の負担軽減
  - 協議の省力化（法的・事実的）
    - 特定財産承継遺言があれば遺産分割協議不要
    - 仲良く分けろと言われても、さてどうしようか。
  - 遺産調査事務の軽減（事実的）
    - 自己の財産を最も把握している本人が死亡してしまうと、財産の全体を把握するのが極めて困難
  - 名義変更手続の省力化（法的）
    - 被相続人の出生から死亡までの全戸籍，相続人全員の実印・印鑑証明書等の要否
- 情報伝達（事実的）

# 遺言作成のケーススタディ

- ▶ 夫婦に子供がなく、配偶者に遺産を残したいとき
- ▶ 障害のある子供がいるなどして特別の配慮を要するとき
- ▶ 事業承継があるとき
- ▶ 相続権のない人に財産を残したいとき（内縁の妻、長男の嫁、福祉団体への寄付など）
- ▶ 不公平感が生じるような分配となるとき
  - ▶ 分割困難な財産の存在
    - ▶ 例えば、不動産など
  - ▶ 寄与分、特別受益その他の考慮すべき事情
- ▶ 相続人（又はその家族）に、遺産に頼りたくなるような事情があるとき

- 
- 遺産分割の検討や協議の負担を相続人にかけたくないとき
  - 被相続人の出生から死亡までの全戸籍を集めるとか、相続人全員の実印を集めるなどの負担をかけたくないとき
  - 相続人に遺産調査の負担をかけたくないとき
  - 遺産総額が多額であるとき



# 遺言の方式

## 法務局保管自筆証書遺言

- 遺言者作成
- 全文自書（財産目録のみパソコン作成や登記事項証明書の添付引用等可能。ただし、全ページに署名押印必要）、作成日付、署名押印が必須
- 字句の加除訂正にルールあり
- A4サイズ（余白にルールあり）
- 法務局への出頭が不可欠（病院等への出張制度はない）
- 原本は法務局保管、モニター閲覧は全国どこでも可能
- 手数料（遺言書1通につき3900円）
- 裁判所の検認手続不要



## ■ 遺言書の様式例

↑ 余白 5 ミリメートル以上

**遺 言 書**

1 私は、私の所有する別紙1の不動産を、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

2 私は、私の所有する別紙2の<sup>預貯金</sup>不動産を、次の者に遺贈する。

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

氏 名 甲山花子

生年月日 昭和〇年〇月〇日

3 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

職 業 弁護士

氏 名 東京和男

生年月日 昭和〇年〇月〇日

令和2年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇


遺 言 太 郎 印

上記2中、3字削除3字追加 遺言太郎

1/3

↓ 余白 10 ミリメートル以上

※書き直しが必要となりますので、余白部分には一切何も書かないでください。




# 遺言の方式 公正証書遺言

- ▶ 公証人作成（遺言者は内容確認の上署名押印する）
- ▶ 証人2名立会
- ▶ 手数料必要（後述）
- ▶ 原本は公証役場保管
- ▶ 遺言検索システム（平成元年以降作成分。無料）
- ▶ 公証人が内容、表現をチェック
- ▶ 病院などへの出張可能
- ▶ 裁判所の検認手続不要

# 遺言公正証書の手数料概要

## 目的の価額による手数料算定

目的の価額	手数料
100万円以下	5000円
100万円を超え200万円以下	7000円
200万円を超え500万円以下	11000円
500万円を超え1000万円以下	17000円
1000万円を超え3000万円以下	23000円
3000万円を超え5000万円以下	29000円
5000万円を超え1億円以下	43000円
1億円を超え3億円以下	4万3000円に超過額5000万円までごとに1万3000円を加算した額
3億円を超え10億円以下	9万5000円に超過額5000万円までごとに1万1000円を加算した額
10億円を超える場合	24万9000円に超過額5000万円までごとに8000円を加算した額

- 
- 相続人・受遺者ごとに、財産の価額による手数料を算出し、これを合算
  - 遺言加算：遺言の総額が1億円を超えないときは、1万1000円を加算
  - 病床加算：10分の5加算
  - 出張時の日当：4時間以内1万円，1日2万円
  - 旅費：交通に要する実費
  - 膳本費用，枚数加算（5枚目から1枚250円）などあり
  - 遺言の変更（例えば，前の遺言を変更する遺言で，全文を書き直すときは，変更部分について手数料を算定など）
  - 詳細は公証役場にお尋ねください。

# 遺言の方式の比較

- ▶ 法律的な有効性, 内容の明確性の点
  - ▶ 公正証書遺言 > 法務局保管自筆証書遺言
- ▶ 事実的効果の点
  - ▶ 公正証書遺言  $\geq$  法務局保管自筆証書遺言
- ▶ 情報伝達の点
  - ▶ 公正証書遺言 = 法務局保管自筆証書遺言
- ▶ 手間の点
  - ▶ 公正証書遺言 ? 法務局保管自筆証書遺言
- ▶ 費用の点
  - ▶ 公正証書遺言 < 法務局保管自筆証書遺言

# 方式選択の考え方

- ▶ 方式の特長による選択
- ▶ 遺言の目的を意識する
  - ▶ 法的効果と事実的効果のどちらをどの程度重視するか，リスクをどの程度取るか，手数料負担等々
- ▶ 例えば
  - ▶ 自書できない→公正証書遺言
  - ▶ 外出困難→公正証書遺言
  - ▶ 法的効果を重視するなら，公正証書遺言
  - ▶ 事実的効果重視であっても，法的効果もほしいし，手数料負担を容認できれば公正証書遺言
  - ▶ 事実的効果なら，法務局保管自筆証書遺言

# 遺言内容の検討

- ▶ 対象財産の範囲と特定方法
- ▶ 遺留分
- ▶ 特別受益と寄与分
- ▶ 予備的遺言（cf. 最高裁H23.2.22. 民集65-2-699）
- ▶ 遺言執行者の指定
- ▶ 過去の遺言との関係
- ▶ 付言事項
  - ▶ 相続人等へのメッセージや伝達事項
  - ▶ 遺言内容の理由，説明
  - ▶ 葬儀等への要望

# 法務局保管自筆証書遺言の流れ

- ▶ 自筆証書遺言に係る遺言書作成
- ▶ 保管申請する遺言書保管所を決める
  - ▶ 遺言者の住所地，本籍地，所有不動産の所在地
- ▶ 保管申請書の作成
- ▶ 保管申請の予約
- ▶ 予約日時に遺言書保管所に行き，保管申請する
- ▶ 保管証を受け取る




# 公正証書遺言の事前準備

- ▶ 遺言能力の確認
  - ▶ 確認・証拠化の工夫（医師の診断書等）
- ▶ 口がきけない，耳が聞こえない，署名できないなどの有無
- ▶ 出張の要否
- ▶ 証人2名の手配
- ▶ 必要書類等の準備
  - ▶ 遺言者の本人確認資料
  - ▶ 遺言者本人，相続人，受遺者の特定に関する資料，それらの関係を示す資料
  - ▶ 証人2名の住所，氏名，職業，生年月日
  - ▶ 相続財産を特定する資料
    - ▶ 不動産登記事項証明書（いわゆる謄本），預貯金の通帳等
  - ▶ 手数料算定の基礎資料（不動産の固定資産税課税明細書など）

# 公正証書遺言作成の流れ

- ▶ 公証人への依頼
  - ▶ 持ち込み先公証人の選定
    - ▶ 職務執行区域（遺言書を作成する場所の法務局所属公証人）
    - ▶ 後日の謄本請求等の便宜（作成公証役場での請求）
  - ▶ 準備の進捗との関係
    - ▶ 遺言内容の決定
    - ▶ 必要書類が全部集まっている必要はなく、むしろ早めの相談
- ▶ 相談，案文の作成，事前の面談等
- ▶ 遺言公正証書案文の作成
- ▶ 当日 証人2名立会のもと、遺言公正証書作成



ご清聴ありがとうございました

# 講師プロフィール

- ▶ 山西 宏紀 (やまにし ひろき)
- ▶ 公証人 (東京法務局所属、京橋公証役場)
- ▶ 昭和39年和歌山市生まれ。
- ▶ 平成元年検事任官。
- ▶ 東京、富山、大阪、宇都宮等の地方検察庁、広島高等検察庁の各検察官、在フランス日本国大使館一等書記官、司法研修所教官等を勤めた。
- ▶ その後、東京国税不服審判所長、最高検察庁検事、内閣府大臣官房独立公文書管理監、高知地方検察庁検事正、東京法務局長を経て、高松地方検察庁検事正を最後に退官。
- ▶ 令和5年1月から現職。
- ▶ 京橋公証役場
  - ▶ 〒104-0031 東京都中央区京橋1-1-10 西勘本店ビル6階
  - ▶ 電話 : 03-3271-4677 / 03-3271-3629
  - ▶ FAX : 03-3271-3606
  - ▶ E-mail : kyobashi@koshonin.gr.jp

今後の予定

年月日	時間	場 所	講 師	テ ー マ	人数
令和5年9月8日	16:00 ～ 17:00	日本橋支部会議室	税理士 安田 信彦	デジ塾	30名
令和5年9月8日	17:30 ～ 19:30	日本橋支部会議室		雑談室	15名
令和5年9月21日	14:00 ～ 16:30	AP日本橋	税理士 大久保昭佳 氏	譲渡所得をめぐる実務のポイント ～質疑応答事例を主体に～	100名
令和5年10月10日	14:00 ～ 17:00	AP東京八重洲	テーマ① 中央都税事務所担当 官 テーマ② 税理士 水谷 翠 氏	テーマ①「地方税申告書作成の留意点」 テーマ②「事業再構築補助金」	100名
令和5年10月13日	16:00 ～ 17:00	日本橋支部会議室	税理士 安田 信彦	デジ塾	30名
令和5年10月13日	17:30 ～ 19:30	日本橋支部会議室		雑談室	15名
令和5年10月16日	14:45 ～ 17:00	T-CATホール	日本橋税務署担当官	所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び 誤りやすい事項	100名
令和5年10月17日	13:30 ～ 16:00	日本教育会館 (一ツ橋ホール)	税理士 大畑 智宏 氏	令和5年税制改正 暦年課税及び相続時精算課税を中心に	120名
令和5年11月6日	14:00 ～ 17:00	AP日本橋	税理士 宮森 俊樹	令和5年度税制改正	100名